

習志野市選挙管理委員会議事録

平成30年度第12回定例会

○開催日時

平成31年3月1日(金)午前9時00分～午前11時00分

○場所

市役所2階会議室4

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	金子光雄	出席	
委員長職務代理者	田畑富三夫	出席	議事録署名
委員	中野隆	出席	
委員	染谷雅美	出席	

○付議事項と審議結果

上程10件中「承認10件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第66号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第67号 選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第69号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて	承認
議案第70号 在外選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第71号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について	承認

議案第72号 投票所の決定について(県議)	承認
議案第73号 国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付 又は郵送等開始日の決定について(県議)	承認
議案第74号 投票所の決定について	承認
議案第75号 国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付 又は郵送等開始日の決定について	承認

○協議事項

期日前投票所における宣誓書の書式変更について

○その他

●-----●
< 発 言 要 旨 >

【委員長】

只今より、平成30年度第12回選挙管理委員会を開会します。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、田畑委員を指名します。

本日の議題は選挙人名簿に登録する者を定めることについて他9件あります。ご協力をお願いいたします。

議案第66号から第70号は、選挙人名簿の調整に関するものです。

今回は定時登録になります。

一括して事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案66号から議案70号について事務局長より説明する。

今回は、選挙前の最後の定時登録になります。今回の数字が立候補される方にお知らせする数字になります。

一覧表では、投票所数は26箇所となっていますが、第21投票所は廃止しておりますので全部で25箇所となります。また、一万人を超える投票所を解消するという目標がありましたが、1万人を超えると予想されていた第18投票所が8,000人台でおさまっています。一番多いのが、第6投票所になります。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」という声あり。)

質疑なしと認めます。本件5件を原案の通り決することに異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので原案のとおり決定いたします。

次に「議案第71号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第71号を事務局長より説明する。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありますか。

(「なし」という声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」という声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に議案第72号から75号については、千葉県議会議員一般選挙及び習志野市長・市議会議員一般選挙に関するものです。

関連しますので、一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第72号から議案第75号を事務局長より説明する。

今回の統一選に関する共通の事項です。

投票所は第21投票所を廃止し、1から26投票所を設置します。

また、議案第73号では、国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付または発送開始についてで、海外派遣されている有権者に告示をしなくても、選挙があるという前提で告示日の4日前に発送ができるものです。

【委員】

自衛隊の派遣にはどのようなところがありますか。

【事務局長】

一覧表のとおりで、国の方から必ず通知が来ます。

投票用紙が届きづらいところですので、本来なら告示があつて選挙になりますが、特

例として定めるため、議決を得ることになります。

なお、今まで、習志野では請求はありません。

【委員】

ジブチは4日前に届きますかね？

FAXとかで対応するのですか？

【事務局】

FAXは洋上投票しかできません。期限内には届くはずです。

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり)

質疑なしと認めます。

本件4件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に、協議事項「期日前投票所における宣誓書の書式変更について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

期日前投票所における宣誓書の書式変更について事務局より説明する。

(現行と変更を予定のものを配布)

前回の衆議院選挙のイトーヨーカドーの最終日は投票に来られた方が千人を超えかなり渋滞をしました。すべて投票を終わったのが夜8時半を過ぎました。その一つの理由に宣誓書を書く手間があります。この手間をなくすのに入場券の裏を事前に書いて来ていただければ良いのですが、大型のショッピングセンターの場合、ここで期日前投票をできることを知り入場券無しで突然期日前投票されることが多く、その際、県から配られているもので使っている。ところがこの用紙は書く所が多いために高齢者の方には負担になっている。そこで用紙の内容を簡略に変更したいと思います。該当に○印と名前と生年月日と住所の最小限に限定して使っていこうとの考えです。ご審議をお願いします。

【委員】

どうしてこのような用紙が必要なのか。

【事務局】

選挙は当日投票が原則です。その例外として期日前投票があります。よって本当に例外であることを示す必要があるためです。

【委員長】

本件ついて原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり承認します。

そのほかとして、事務局より報告、連絡等の事項はありますか。

【事務局】

1点目は現在市議会議員選挙に立候補を予定している方は、38名です。

2点目は今回の定例会に於いて質問が1本出ています。答弁書案を作成しておりますので、ご確認ください。

【委員長】

他に質疑ありませんか。

ないようですので、第12回定例会を閉会します。